青森県報

第千百四十七号

令和八年十一月二十五日（水曜日）

目　次

公　告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……（構造政策課）…一
○肥料登録の有効期間の更新……（農産園芸課）…一

出先機関

○道路の位置の指定……（上北県土整備事務所）…二

公　告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年十一月二十五日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
平川市尾崎安田二九二の一	田	八、八二七

二　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和九年三月一日	二〇年	〇

五　意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1　提出期限

令和八年十二月九日

2　提出先

青森県農林水産部構造政策課

3　記載事項

㈠　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
㈡　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
㈢　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
㈣　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
㈤　意見の趣旨及びその理由
㈥　その他参考となるべき事項

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により令和八年十一月十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同

法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年十一月二十五日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四六号	混合有機質肥料	混合有機五・五―一・〇	窒素全量五・五 りん酸全量一・〇	公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八の一〇

出先機関

青森県上北県土整備事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、青森県上北県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十五日

青森県上北県土整備事務所長　澤　里　秀　典

位置	延長	幅員	指定年月日
三沢市日の出三丁目九四の一三九一	七二・二〇メートル	六・〇〇メートル	令和八・一一・六

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭